

別紙

補助対象経費

補助対象と認める経費は、採択された事業に直接関係するものに限り、表に無いものは、個別に判断しますので、お問い合わせください。

| 項目 | 説明 (例) |
|---------|---|
| 謝金 | 外部講師等の報酬・謝礼金 |
| 旅費・交通費 | 外部講師等の交通費・宿泊費 |
| 消耗品費 | 事務用品、1万円未満の物品 |
| 原材料費 | 資材、食材代 |
| 印刷製本費 | チラシ、チケット等の作成 |
| 広報費 | 新聞広告料 |
| 使用料・賃借料 | 会場、機械、車両等 |
| 燃料費 | 作業機械、借り上げ車両等の燃料代 |
| 委託料 | 専門的知識、技術等を要する業務の外部委託費 |
| 通信運搬費 | 切手、宅配便 |
| 保険料 | 損害保険、ボランティア保険 |
| 食糧費 | ボランティアスタッフの昼食 (華美な内容であるものは対象になりません。社会通念上、常識的な範囲を対象とします。) |
| その他 | 事業実施に必要であり市長が適切と認めるもの |

以下のものは補助対象になりませんので、ご理解ください。

- ・団体の管理運営費（家賃、給与日当、水道光熱費、電気料金等）
- ・団体構成員の所有物を使用した場合の謝礼、賃借料
- ・商品券等の金券の購入代金
- ・団体の経常的な運営に係る経費
- ・事業に密接に関わらない食糧費
- ・領収書等により、実施団体が支払ったことを明確に確認できないもの
- ・市長が社会通念上不適切と認める経費